

〔平 26. 5. 16〕
〔法 D 6 - 2〕

参 考 資 料

平成 26 年 5 月 16 日 (金)
財 務 省

政府税制調査会における
法人課税についての議論の経緯

2月13日 第5回政府税制調査会総会
法人課税を巡る議論について
法人課税DGの開催について

3月12日 第1回法人課税DG
法人課税の改革にあたっての論点の整理

3月31日 第2回法人課税DG
課税ベースの拡大
・ 欠損金の繰越控除制度の見直し
・ 受取配当等の益金不算入制度の見直し

4月14日 第3回法人課税DG
課税ベースの拡大
・ 政策税制の見直し
・ 加速度償却の見直し

4月24日 第4回法人課税DG
地方法人課税の見直し
地方税の損金算入

5月9日 第5回法人課税DG
法人成り問題を含めた中小法人課税
公益法人等課税

法人税改革の論点について (2014.3.12)

大田弘子

1. これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか

(1)法人税改革の目的を明確にして取り組む

国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる
法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている
企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

(2)法人税の税率引き下げが必要である

日本の法人税率は国際相場に照らして高い
法人税収への依存度が高い

(3)法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする

課税ベースを拡大して広く薄い税にすることで、新産業や新規開業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促される

(4)単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる

単年度ではなく中期的に税収中立をはかる
法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる
国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

2. 法人税の構造改革のためには、課税ベースの拡大が不可欠である。企業の選択を歪めない公平な税にするために、とくに次の点を見直すべきではないか

(1)租税特別措置はゼロベースで見直すべきではないか

(2)減価償却制度や繰越欠損金制度を見直して課税ベースを拡大することが必要ではないか

(3)一部の黒字法人に税負担が集中する要因を検証し、歪みがあれば是正すべきではないか

3. 地方法人課税について望ましいあり方を検討すべきではないか

(1)地方税は行政サービスの費用を分担するものであり、法人への過度の依存は望ましくないのではないかと。また、法人間でも、より広く分担すべきではないかと。

(2)地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないかと

4. 目標や行程を考えながら議論すべきではないか

以上

法人課税の改革に当たっての論点の整理
～各委員からのご提案～

1. 法人課税の改革の目的

- 産業構造を含めどのような経済社会を目指し、これを実現するためにどのような成長戦略（産業政策）を実施し、その中で法人課税の改革をどのように位置付けるのか整理
- その際、法人課税の改革の目的は何か（立地競争力の強化なのか、設備投資の促進なのか、わが国企業の競争力強化なのか、産業の新陳代謝の促進なのかなど）を明確化
- その上で法人課税の改革の目的と整合的な形で手段を選択
- 法人課税の改革の趣旨・目的及び効果についての国民に対する説明

2. 検討の範囲

- 国・地方を合わせた法人課税の改革
- 関連する他の税目を包括した税制の改革

3. 税率のあり方

- 税率の意義（法定税率、平均税率、限界税率）と税負担の関係
- 法人課税以外の負担の検証

4. 課税ベースのあり方

- 公平、中立、簡素な法人課税の構築
- 赤字法人問題への対応
 - ・ 欠損金の繰越控除制度
 - ・ 外形標準課税
 - ・ 代替ミニマム税
- 租税特別措置
- 中小法人等課税（法人なり問題を含む）
- 公益法人等課税

- 法人税（国税）と地方法人課税との関係
- 受取配当の益金不算入制度
- 減価償却制度
- 国際課税（BEPS など）

5. 地方法人課税の改革

- 応益課税としての地方法人課税のあり方
- 外形標準課税の強化
- 法人住民税法人税割の交付税原資化等による地方法人課税の偏在是正の方向性（与党税制改正大綱）との整合性
 - ※ 上記の地方法人課税の見直しについては、地方財政審議会「地方法人課税のあり方に関する検討会」報告書で示されている方向性との整合性
- 代替財源確保の観点からの住民税・固定資産税等の見直しとの組合せによる地方税体系の改革

6. 他税目との関係（新税を含む）

- 所得課税（資本所得課税、給与所得控除など）との関係
- 資産課税との関係
- 留保金課税の検討

7. 財政の健全化との両立

- 2020年プライマリーバランス目標の達成
- 税収中立の考え方

8. 政策効果

- 税制改革や規制改革等による産業競争力の強化
- 税率と法人税収の関係の検証（諸外国の動向の検証）

9. 改革の工程

今回のおもな論点

1. 一部の法人（黒字法人）に税負担が偏っている背景に何があるか

- 3割の黒字企業に税負担が偏っているが、業種や企業の規模によっても税負担の状況は異なる。
- 税負担の偏りがなく、企業活動に中立的な税制があるべき姿であり、税負担の偏りなどに制度的な要因があれば、それを是正していくべきではないか。
- 税負担の回避を目的として欠損法人になる例などがあるとすれば、それを防ぐ方策について別途検討が必要ではないか。

2. 欠損金繰越控除制度はどうあるべきか

- 企業行動に影響を与えない税制とすることが望ましい。繰越欠損金の有無が企業行動やそのタイミングに影響を与えることもありうることを踏まえれば、その影響を小さくするため、長期間での税負担の平準化を図り、各事業年度において適正な税負担を求めていくことが望ましいのではないか。
- 繰越期間と帳簿等の保存期間や更正期間などについて、相互の整合性を前提とした上で、どう考えるか。

3. 受取配当等の益金不算入制度はどうあるべきか

- 支配関係を目的とした株式保有と、資産運用を目的とした株式保有の取扱いを明確に分けるべきではないか。
- 資産運用を目的とする場合には、その他の資産運用手段との選択において中立的な税制とするために、益金不算入制度を見直すべきではないか。

租税特別措置と減価償却制度の論点

1. 租特はゼロ・ベースでの見直しが必要

- 経済社会環境の変化に応じて政策税制の必要性和効果を根本から再検討し、真に必要なものに限定すべきではないか
- 特定の産業支援のための優遇措置は可能な限り見直し、新産業がおりやすい環境を整えるべきではないか
- 見直しに当たっては、租税特別措置透明化法に基づく使用実績を勘案することが必要ではないか

2. 租特の見直しに当たっての論点

- 期限の定めのある政策税制は、期限時に廃止が原則ではないか
 - ・ 政策税制が長期に亘って存続すれば、税負担の歪みが固定化してしまう
 - ・ 政策税制による最大のインセンティブは、期限が区切られていることであり、これを政策ツールとして最大限活用する
- 期限の定めのない政策税制は、適用実態調査などを活用して効果を検証し、期限の設定、及び対象の重点化を行うべきではないか
- 研究開発税制については、次の検討が必要ではないか
 - ・ 産業の新陳代謝が促され、高収益の企業が生き残るという結果をもたらす市場メカニズムの機能を阻害しないよう、見直しが必要ではないか
 - ・ 広範囲の試験研究費を対象とせず、税制で促進すべき分野に集中させる仕組みが必要ではないか
 - ・ 総額型はインセンティブ付与というより軽減税率と同じ効果をもつものであり、とくに税額控除は結果的に補助金と同じ効果をもつものであるため、税率引下げに応じて、その必要性を抜本的に見直すべきではないか

- 中小企業支援のための政策税制は、次の検討が必要ではないか
 - ・ 多額の所得を得ながら中小企業向け租特の適用を受けている企業があるとの会計検査院の指摘(平成 22 年)を受け止め、適用範囲を見直すべきではないか
 - ・ 過去からの類似の政策税制が積み重なっているが、中小企業が経営の脆弱さを克服し、成長するための支援税制に焦点を絞るべきではないか

- 利用実態が特定の企業に集中しているもの、適用者数が極端に少ないものは、廃止・縮減を検討すべきではないか
 - ・ 例えば、不特定多数を対象にすることを想定しながら上位10社の適用額が8割以上である場合や、適用件数が10件以下である場合

3. 減価償却制度の見直しにあたっての論点

- 定率法と定額法とが、その時々¹の損益状況に応じた節税効果の観点から選択される場合が少なくない。節税効果によって減価償却方法が選択される状況は税制本来のあり方からみて是正されるべきではないか
- 政策税制と異なり、適用設備に要件が課されているわけではないため、非効率な投資も助長する結果となっているのではないか
- 上記の点を考慮して、定額法に統一すべきではないか

以上

地方法人課税の論点

1. 行政サービスの費用を分担する地方税の趣旨に照らして、また地方税収の安定性を高めるために、法人事業税における付加価値割の比重を高めるべきではないか。あわせて、より簡素な税にして、納税者の事務負担を軽減することが必要ではないか
2. 法人事業税の外形標準課税は現在資本金1億円超の企業(全法人の1%)だけを対象としているが、行政サービスの費用を広く分担するために、対象を広げるべきではないか
3. 地方税負担における応益性の強化や、税収の偏在性の是正、税収の安定性の確保の観点から、法人住民税均等割の増額を検討すべきではないか。その際、資本金等の額と従業者数を基準とする仕組みも再検討が必要ではないか
4. 費用を広く分担する観点から、地方法人課税だけでなく、固定資産税や個人住民税のあり方も含めて検討すべきではないか
5. 地域密着型のサービス産業の生産性を高めることは日本経済及び地域経済の重要な課題である。この観点から、地方税においては生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないよう応益性を高めることが必要ではないか
6. 事業税と固定資産税等は、法人税の課税所得算定上、損金算入が認められており、地方における超過課税や減免等により国税の課税ベースが変動するなどの問題点がある。実効税率が上がらないように調整のうえ、損金算入の措置を止めるべきではないか

以上

今回の主な論点

【中小企業関係】

1. 現行の中小企業の基準（資本金1億円以下）では、全法人の99%が中小企業に分類されることになる。公平の観点から、この基準を数段階にする、又は引き下げるべきではないか。
2. 現在、中小企業に係る基準は資本金だけである。しかし、高所得の中小企業が特例措置を受けているという会計検査院の指摘に鑑み、特例措置の適用に際して他の基準を用いることが合理的な場合があるのではないか。
3. 軽減税率を含め多種の優遇措置が講じられている結果、収益力が低い企業が存続し、産業の新陳代謝が阻害される面があるのではないか
 - 基本税率（25.5%）を引き下げる場合、現在の軽減税率についても必要性を再検討すべきではないか
(注) 中小企業については、800万円以下の所得に以下の軽減税率が適用される
本法：25.5%⇒19%、租特法：19%⇒15%
 - 中小企業向け租税特別措置は、他の租税特別措置と同様の考え方（第3回DGで議論）で見直すべきではないか
4. 個人・法人間の税制上の違いによって法人形態を選択する「法人成り」については、その歪みを取り除くべきではないか。例えば、恣意的な配当の繰延べ等が行われるおそれがあることを考慮し、同族会社の留保金課税は、中小企業も適用対象とすべきではないか

【公益法人等関係】

1. 介護事業と保育事業は、多様な主体が競合して実施している。特に介護事業は、法人税法上は収益事業とされているものの、社会福祉法人等が実施する場合は特例として収益事業から除外されている。この特例を経営形態間のイコールフットィングの観点から見直すべきではないか
2. サービス提供主体の多様化や市場の変化も踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税について、上記以外の優遇税制全体についても、抜本的な見直しに着手すべきではないか